

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者
基 準 確 認 シ ー ト
(令和3年4月改定基準)

指 定 福 祉 用 具 貸 与

指 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与

事業所名称 _____

所 在 地 _____

電 話 番 号 _____

記 入 者 名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基準確認シートについて

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ この基準確認シートは、指定福祉用具貸与事業の運営基準等を基に作成していますが、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業及び指定介護予防福祉用具貸与の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防福祉用具貸与事業についても指定福祉用具貸与事業の運営基準等に準じて（「指定福祉用具貸与」を「指定介護予防福祉用具貸与」に読み替えて）基準の確認を行ってください。
なお、網掛け部分については、指定介護予防福祉用具貸与事業独自の運営基準です。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- | | | | |
|---|-----------|---|--|
| ○ | 法 | … | 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号） |
| ○ | 施行令 | | 介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号） |
| ○ | 施行規則 | … | 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号） |
| ○ | 条例 | … | さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第68号） |
| ○ | 予防条例 | … | さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第69号） |
| ○ | 平11老企25 | … | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ○ | H29年ガイダンス | … | 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日厚生労働省） |

電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に

係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイドランス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

介護サービス事業者基準確認シート 目次

一 基本方針	1
二 人員に関する基準	2
三 設備に関する基準	3
四 運営に関する基準	4
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	22
六 変更の届出等	26
七 その他	27

一 基本方針

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 <div style="text-align: center;">い る ・ い な い</div>	条例 第3条第1項 予防条例 第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 <div style="text-align: center;">い る ・ い な い</div>	条例 第3条第2項 予防条例 第3条第2項
2 基本方針	① 要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図っていますか。 <div style="text-align: center;">い る ・ い な い</div>	条例 第229条
	② 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図っていますか。 <div style="text-align: center;">い る ・ い な い</div>	予防条例 第218条

二 人員に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
1 福祉用具専門相談員の員数	<p>① 事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>● 常勤換算方法 → 従業員の勤務延時間数を、常勤の従業員が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）で除することにより、従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいいます。</p> <p>※ 指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）の事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなします。</p>	<p>条例 第2条第8号 第230条第1項・第2項</p> <p>予防条例 第2条第7号 第219条第1項・第2項</p> <p>平11老企25 第2の2(1)~(3) 第3の十一の1(1)③</p>
	<p>② 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当していますか。</p> <p>ア 保健師 イ 看護師 ウ 准看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 社会福祉士 キ 介護福祉士 ク 義肢装具士 ケ 福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる講習の課程を修了し、証明書の交付を受けた者</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>施行令 第4条第1項 平11老企25 第3の十一の1(1) ①・②</p>
2 管理者	<p>○ 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 以下の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 事業所の福祉用具専門相談員としての職務に従事する場合 イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられます。</p> <p>ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があります。</p>	<p>条例 第231条 予防条例 第220条 平11老企25 第2の2(3) 第3の十一の1(2)(第3の一の1(3))</p>

三 設備に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 設備及び備品等	<p>① 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。</p> <p>※ 他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、双方の運営に支障がない場合は、他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用できます。</p> <p>※ 福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができます。</p>	<p>条例 第232条第1項 予防条例 第221条第1項 平11老企25 第3の十一の2(1)・(2)</p>
	<p>② 設備及び器材は、次のとおりとなっていますか。</p> <p>ア 福祉用具の保管のために必要な設備</p> <p style="margin-left: 20px;">a 清潔であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。</p> <p>イ 福祉用具の消毒のために必要な器材</p> <p style="margin-left: 20px;">事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分については、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいいます。</p>	<p>条例 第232条第2項 予防条例 第221条第2項 平11老企25 第3の十一の2(3)・(4)</p>

四 運営に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
1 提供の開始に当たっての説明及び同意	<p>○ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者・家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項には次の内容が挙げられます。</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 福祉用具専門相談員の勤務体制</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p> <p>エ 苦情処理の体制</p> <p>※ 事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合は、パンフレット等を一体的に作成して差し支えありません。</p> <p>※ 同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p> <p>※ 利用申込者又は家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、利用申込者又は家族の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。</p> <p style="padding-left: 2em;">この場合において、事業者は文書を交付したものとみなします。</p>	<p>条例 第243条(第9条第1項準用)</p> <p>予防条例 第229条(第46条の2第1項準用)</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(2))</p>
2 提供拒否の禁止	<p>○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。</p> <p>※ 特に、要介護度(要支援度)や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>イ 利用申込者の居住地が通常の実施地域外である場合</p> <p>ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>条例 第243条(第10条準用)</p> <p>予防条例 第229条(第46条の3準用)</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(3))</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>○ 通常の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者(指定介護予防福祉用具貸与事業者)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>● 通常の実施地域 → 事業所が通常時にサービスを提供する地域</p>	<p>条例 第243条(第11条準用)</p> <p>予防条例 第111条(第46条の4準用)</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(4))</p>
4 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合は、提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定(要支援認定)の有無及び要介護認定(要支援認定)の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第243条(第12条第1項)</p> <p>予防条例</p>

	<p>※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定（要支援認定）を受けている被保険者に限られます。</p>	<p>第229条(第46条の5第1項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(5)①)</p>
	<p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第243条(第12条第2項準用) 予防条例 第229条(第46条の5第2項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(5)②)</p>
5 要介護認定（要支援認定）の申請に係る援助	<p>① サービスの提供の開始に際し、要介護認定（要支援認定）を受けていない利用申込者については、要介護認定（要支援認定）の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 要介護認定（要支援認定）の申請がなされていれば、要介護認定（要支援認定）の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。</p>	<p>条例 第243条(第13条第1項準用) 予防条例 第229条(第46条の6第1項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(6)①)</p>
	<p>② 指定居宅介護支援（指定介護予防支援）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定（要支援認定）の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定（要支援認定）の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 要介護認定（要支援認定）の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定（要支援更新認定）を受ける必要があり、要介護認定（要支援認定）が申請の日から30日以内に行われます。</p>	<p>条例 第243条(第13条第2項準用) 予防条例 第229条(第46条の6第2項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(6)②)</p>
6 心身の状況等の把握	<p>○ サービスの提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第243条(第14条準用) 予防条例 第229条(第46条の7準用)</p>
7 指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）等との連携	<p>① サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第243条(第15条第1項準用) 予防条例 第229条(第46条の8第1項準用)</p>
	<p>② サービスの提供の終了に際しては、利用者・家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び指定居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p>	<p>条例 第243条(第15条第2項準用) 予防条例 第229条(第46条の8</p>

	いる・いない	第2項準用)
8 法定代理受領サービスの提供（介護予防サービス費の支給）を受けるための援助	<p>○ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が指定居宅介護支援（指定介護予防支援）を受けていないときは、利用申込者・家族に対し、法定代理受領サービスを行うため（介護予防サービス費の支給を受けるため）に必要な援助を行っていますか。</p> <p>いる・いない</p> <p>※ 法定代理受領サービスを行うため（介護予防サービス費の支給を受けるため）に必要な援助には次の内容が挙げられます。</p> <p>ア 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に依頼することを市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受ける（介護予防サービス費の支給を受ける）ことができることを説明すること</p> <p>イ 指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に関する情報を提供すること</p> <p>● 法定代理受領サービス → 居宅介護サービス費（介護予防サービス費）が利用者に代わり事業者を支払われる場合の指定居宅サービス（指定介護予防サービス）をいいます。</p>	<p>条例 第2条第5号 第243条（第16条準用）</p> <p>予防条例 第2条第5号 第229条（第46条の9準用）</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(10)（第3の一の3(7)）</p>
9 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスの提供	<p>○ 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例 第243条（第17条準用）</p> <p>予防条例 第229条（第46条の10準用）</p>
10 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等の変更の援助	<p>○ 利用者が居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p>いる・いない</p> <p>※ 利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。</p> <p>※ サービスを追加する場合に法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければなりません。</p>	<p>条例 第243条（第18条準用）</p> <p>予防条例 第229条（第46条の11準用）</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(10)（第3の一の3(8)）</p>
11 身分を証する書類の携行	<p>○ 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者・家族から求められたときは提示するよう指導していますか。</p> <p>いる・いない</p> <p>※ 身分を証する書類には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。</p>	<p>条例 第243条（第19条準用）</p> <p>予防条例 第229条（第46条の12準用）</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(10)（第3の一の3(9)）</p>
12 サービスの提供の記録	<p>① サービスを提供した際には、サービスの開始日及び終了日並びに種目及び品名、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の額その他必要な事項を、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載した書面又はこれに準じる書面に記載していますか。</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例 第243条（第20条第1項準用）</p> <p>予防条例 第229条（第46条の13第1項準用）</p>

	<p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の書面又はサービス利用票等に記載してください。</p>	<p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(10)①)</p>
	<p>② サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存してください。</p>	<p>条例 第242条第2項 第243条(第20条第2項準用) 予防条例 第228条第2項 第229条(第46条の13第2項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(10)②)</p>
<p>13 利用料等の受領</p>	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）の1割（保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>● 居宅介護サービス費用基準額(介護予防サービス費用基準額) → 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（現にサービスに要した費用の額を超えるときは、現にサービスに要した費用の額）をいいます。</p> <p>※ 事業者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、サービスの提供内容によって利用者から選択されることとなります。</p> <p>そのため、事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減してはなりません。</p> <p>また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様です。</p> <p>※ 指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とします。</p> <p>この場合であっても、利用者の要介護認定（要支援認定）の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはなりません。</p> <p>※ あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由がなく支払に応じない場合は、福祉用具を回収すること等により、サービスの提供を中止することができます。</p>	<p>条例 第2条第3号・第4号 第233条第1項 第233条第5項 予防条例 第2条第3号・第4号 第222条第1項 第222条第5項 平11老企25 第3の十一の3(1) ①・②・④</p>
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第233条第2項 予防条例 第222条第2項 平11老企25</p>

	<p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>イ 指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 事業の目的、運営方針、利用料等が運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の事業の会計と区分していること。</p>	<p>第3の十一の3(1)②(第3の一の3(11)②)</p>
	<p>③ ①・②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p>ア 通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う場合の交通費</p> <p>イ 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合に要する費用（通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等）</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めません。</p>	<p>条例 第233条第3項 予防条例 第222条第3項 平11老企25 第3の十一の3(1)③</p>
	<p>④ ③ア・イの支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者・家族に対し、その額等について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第233条第4項 予防条例 第222条第4項 平11老企25 第3の十一の3(1)②(第3の一の3(11)④)</p>
	<p>⑤ サービスの提供に要した費用の支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額とその他の費用の額を区分して記載してください。 また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載してください。</p>	<p>法 第41条第8項 第53条第7項(第41条第8項準用) 施行規則 第65条 第85条(第65条準用)</p>
<p>14 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>○ 利用者が市に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第243条(第22条準用) 予防条例 第229条(第47条の2準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(12))</p>
<p>15 指定福祉用具貸与の基本取扱方針 ※ 指定介護予防福祉用具貸与について</p>	<p>① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与していますか。</p>	<p>条例 第234条第1項 条例 第234条第2項</p>

<p>は、P. 22からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>	<p>いる ・ いない</p> <p>※ 福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意してください。</p>	<p>平11老企25 第3の十一の3(2)</p>
<p>16 指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針</p> <p>※ 指定介護予防福祉用具貸与については、P. 22からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>	<p>③ 事業者自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p>いる ・ いない</p>	<p>条例 第234条第3項</p>
<p>16 指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針</p> <p>※ 指定介護予防福祉用具貸与については、P. 22からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>	<p>① 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。</p> <p>いる ・ いない</p>	<p>条例 第235条第1号</p>
<p>16 指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針</p> <p>※ 指定介護予防福祉用具貸与については、P. 22からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>	<p>② 福祉用具専門相談員は、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。</p> <p>いる ・ いない</p>	<p>条例 第235条第2号</p>
<p>16 指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針</p> <p>※ 指定介護予防福祉用具貸与については、P. 22からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>	<p>③ 福祉用具専門相談員は、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に使用させながら使用方法の指導を行っていますか。</p> <p>いる ・ いない</p> <p>※ 福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書とは、製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいいます。</p> <p>※ 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。</p>	<p>条例 第235条第3号 平11老企25 第3の十一の3(3)②</p>
<p>16 指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針</p> <p>※ 指定介護予防福祉用具貸与については、P. 22からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>	<p>④ 福祉用具専門相談員は、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。</p> <p>いる ・ いない</p> <p>※ 福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。</p> <p>※ 特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。</p>	<p>条例 第235条第4号 平11老企25 第3の十一の3(3)① ③</p>
<p>16 指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針</p> <p>※ 指定介護予防福祉用具貸与については、P. 22からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>	<p>⑤ 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。</p> <p>いる ・ いない</p>	<p>条例 第235条第5号 平11老企25 第3の十一の3(3)④</p>

	<p>※ 主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、居宅サービス計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。</p> <p>※ 必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。</p>	
	<p>⑥ 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供について規定したものであるが、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。</p>	<p>条例 第235条第6号</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(3)⑤</p>
<p>17 福祉用具貸与計画の作成 ※ 指定介護予防福祉用具貸与については、P.22からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>	<p>① 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、具体的な福祉用具の機種、機種を選定した理由等を記載した福祉用具貸与計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。</p> <p>※ 福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p>	<p>条例 第236条第1項</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(3)⑥ イ・ロ</p>
	<p>② 指定特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして福祉用具貸与計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第236条第1項</p>
	<p>③ 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って福祉用具貸与計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	<p>条例 第236条第2項</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(3)⑥ ハ</p>
	<p>④ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、内容について利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成しなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。</p>	<p>条例 第236条第3項</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(3)⑥ ニ</p>
	<p>⑤ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。</p>	<p>条例 第236条第4項 第242条第2項</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 遅滞なく利用者に交付してください。 ※ 福祉用具貸与計画は、5年間保存してください。</p>	<p>平11老企25 第3の十一の3(3)⑥ ニ</p>
	<p>⑥ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第236条第5項</p>
	<p>⑦ 福祉用具貸与計画を変更する場合においても、①～⑤に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第236条第6項</p>
18 利用者に関する市への通知	<p>○ 利用者がア・イのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市に通知していますか。 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき（要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき）。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第243条(第27条準用) 第242条第2項 予防条例 第229条(第47条の3準用) 第228条第2項 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(15))</p>
	<p>※ 市が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、事業者は、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市に通知してください。 ※ 市への通知に係る記録は5年間保存してください。</p>	
19 管理者の責務	<p>① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第243条(第51条第1項準用) 予防条例 第229条(第49条第1項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の二の3(4))</p>
	<p>② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第243条(第51条第2項準用) 予防条例 第229条(第49条第2項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の二の3(4))</p>
20 運営規程	<p>○ 運営規程に、次のア～キの事項を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ サービスの提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ 虐待の防止のための措置に関する事項 キ ア～カのほか、運営に関する重要事項</p>	<p>条例 第237条 予防条例 第223条 平11老企25 第3の十一の3(4)①②</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ エのサービスの提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの提供方法は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指します。 ・ 個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しません。 <p>※ カの虐待防止のための措置に関する事項 令和6年3月31日までは、経過措置として努力義務となります。</p> <p>※ キのその他運営に関する重要事項 標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定してください。</p>	
<p>21 勤務体制の確保等</p>	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしてください。</p>	<p>条例 第54条(第32条第1項準用) 予防条例 第52条(第108条の2第1項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)②イ</p>
	<p>② 事業所の従業員によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、事業所の従業員たる福祉用具専門相談員が行わなければならないませんが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることを認めます。</p>	<p>条例 第54条(第32条第2項準用) 予防条例 第52条(第108条の2準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)②ロ</p>

	<p>③ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>	<p>条例 第243条の3（第99条第4項準用） 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(21)④)</p>
<p>22 業務継続計画の策定等 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例 第243条（第32条の2準用） 平11老企25 第3の十一の3(5)(第3の二の3(7)①②)</p>

	<p>② 事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>平11老企25 第3の十一の3(5)(第3の二の3(7)③④)</p>
<p>23 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等</p>	<p>① 福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、利用者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。</p> <p>このため、事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせてください。</p>	<p>条例 第238条第1項 予防条例 第224条第1項 平11老企25 第3の十一の3(6)①</p>
	<p>② 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められます。</p>	<p>条例 第238条第2項 予防条例 第224条第2項 平11老企25 第3の十一の3(6)②</p>
<p>24 福祉用具の取扱種目</p>	<p>○ 利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第239条 予防条例 第225条</p>
<p>25 衛生管理等</p>	<p>① 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第240条第1項 予防条例 第226条第1項</p>
	<p>② 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第240条第2項第3項 予防条例 第226条第2項・第3項</p>

<p>※ 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行ってください。</p> <p>※ 自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意してください。</p> <p>※ 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができます。</p>	<p>平11老企25 第3の十一の3(7)①</p>
<p>③ 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（受託者等）に行わせる事業者（指定事業者）は、業務が適切な方法により行われることを担保するため、業務に係る委託契約（指定事業者が運営する他の事業所に行わせる場合にあっては、業務規定等）において次に掲げる事項を文書により取り決めてください。</p> <p>イ 委託等の範囲</p> <p>ロ 委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>ハ 委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨</p> <p>ニ 指定事業者が委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨</p> <p>ホ 指定事業者が委託等業務に関し改善の必要を認め、所用の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨</p> <p>ヘ 受託者等が実施した委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>ト その他委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>※ 業務の実施状況の確認結果の記録を作成してください。</p> <p>※ 受託者等に対する指示は、文書により行ってください。</p>	<p>条例 第240条第3項 予防条例 第226条第3項 平11老企25 第3の十一の3(7)② ③④</p>
<p>④ 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 業務の実施状況の確認結果等の記録は5年間保存してください。</p>	<p>条例 第240条第4項 第242条第2項 予防条例 第226条第4項 第228条第2項 平11老企25 第3の十一の3(7)⑤</p>
<p>⑤ 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第240条第5項 予防条例 第226条第5項</p>

<p>※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>⑥ 指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。</p> <p>③ 概ね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等 <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p> <p>③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例 第240条第6項 予防条例 第226条第6項 平11老企25 第3の十一の3(7)⑥ (第3の二の3(8)②)</p>
<p>26 掲示及び目録の備付け</p>	<p>① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p>	<p>条例 第241条第1項第2項 予防条例</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 重要事項等を記載したファイル等を当該指定福祉用具貸与事業所内に備え付けることでも構いません。</p>	第227条第1項第2項
	<p>② 利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第241条第2項 予防条例 第227条第2項</p>
27 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第243条(第35条第1項準用) 予防条例 第229条(第50条の5第1項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(25)①)</p>
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。</p>	<p>条例 第243条(第35条第2項準用) 予防条例 第229条(第50条の5第2項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(25)②)</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があります。 この同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りません。</p>	<p>条例 第243条(第35条第3項準用) 予防条例 第229条(第50条の5第3項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(25)③)</p>
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>個人情報の保護に関する法律 (平成15年5月30日法律第57号) 平29ガイダンス</p>
28 広告	<p>○ 広告をする場合、内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第243条(第36条準用) 予防条例 第229条(第50条の6準用)</p>
29 指定居宅介護支援事業者 (指定介護予防支援事業者)	<p>○ 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	<p>条例 第243条(第37条準用) 予防条例第229条(第50条の7準用)</p>

<p>）に対する利益供与の禁止</p>	<p>いる ・ いない</p> <p>※ 指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の公正中立性を確保するために利益供与を禁止しています。</p>	<p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(27))</p>
<p>30 苦情処理</p>	<p>① 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>いる ・ いない</p> <p>※ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者・家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示してください。</p>	<p>条例 第243条(第38条第1項準用) 予防条例 第229条(第50条の8第1項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(28)①)</p>
<p>② 苦情を受け付けた場合には、苦情の受付日、内容等を記録していますか。</p>	<p>いる ・ いない</p> <p>※ 事業者が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存してください。</p>	<p>条例 第242条第2項 第243条(第38条第2項準用) 予防条例 第228条第2項 第229条(第50条の8第2項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(28)②)</p>
<p>③ 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>条例 第243条(第38条第3項準用) 予防条例 第229条(第50条の8第3項準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(28)③)</p>
<p>④ 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告していますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>条例 第243条(第38条第4項準用) 予防条例 第229条(第50条の8第4項準用)</p>
<p>⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>条例 第243条(第38条第5項準用) 予防条例 第229条(第50条の8第5項準用)</p>
<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p>	<p>いる ・ いない</p>	<p>条例 第243条(第38条第6項準用) 予防条例 第229条(第50条の8第6項準用)</p>

<p>31 地域との連携等</p>	<p>① 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含みます。</p>	<p>条例 第243条(第39条第1項準用)</p> <p>予防条例 第229条(第50条の9第1項準用)</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(29)①)</p>
	<p>② 指定福祉用具貸与事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。</p>	<p>条例 第243条(第39条第2項準用)</p> <p>予防条例 第229条(第50条の9第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(29)②)</p>
<p>32 事故発生時の対応</p>	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第243条(第40条第1項準用)</p> <p>予防条例 第229条(第50条の10第1項準用)</p> <p>第3の十一の3(10)(第3の一の3(30))</p>
	<p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存してください。</p>	<p>条例 第242条第2項 第243条(第40条第2項準用)</p> <p>第228条第2項 第229条(第50条の10第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(30))</p>
	<p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第243条(第40条第3項準用)</p> <p>予防条例 第229条(第50条の10第3項準用)</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(30))</p>
	<p>④ あらかじめ、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法について定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(30)①)</p>
	<p>⑤ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(30)②)</p>

	<p>⑥ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(30)③)</p>
<p>33 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p>	<p>条例 第243条（第40条の2準用）</p> <p>予防条例 第229条（第50条の10の2準用）</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(8)(第3の一の3(31))</p>
	<p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催してください。</p> <p>③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	<p>条例 第243条（第40条の2第1項準用）</p> <p>予防条例 第229条（第50条の10の2第1項準用）</p> <p>平11老企25 第3の十一の3(8)(第3の一の3(31)①)</p>

	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第243条（第40条の2第2項準用） 予防条例 第229条（第50条の10の2第2項準用） 平11老企25 第3の十一の3(8)(第3の一の3(31)②)</p>
<p>34 会計の区分</p>	<p>① 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第243条(第41条準用) 予防条例 第229条(第50条の11準用) 平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(32))</p>
	<p>② 会計処理は、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発329第1号）」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）」を参考として適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>平11老企25 第3の十一の3(10)(第3の一の3(32))</p>
<p>35 記録の整備</p>	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>② 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画） イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 業務の実施状況の確認結果等の記録（福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合） エ 市町村への通知に係る記録 オ 苦情の内容等の記録 カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 平成25年4月1日において、現に保存している記録（その整備が完結していないものを含みます。）及び平成25年4月1日以後に整備される記録について適用します。</p>	<p>条例 第242条第1項 予防条例 第228条第1項</p> <p>条例 第242条第2項 附則第21項 予防条例 第228条第2項 附則第17項 平11老企25 第3の十一の3(9)</p>

五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針	① 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ 一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意してください。	予防条例 第230条第1項 平11老企25 第4の三の9(1)①
	② 事業者自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例 第230条第2項
	③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを、常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例 第230条第3項
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本としてください。	予防条例 第230条第4項 平11老企25 第4の三の9(1)②
2 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針	① 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ 利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本としてください。	予防条例 第231条第1号 平11老企25 第4の三の9(2)①
	② 介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例 第231条第2号
	③ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者・家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例 第231条第3号 平11老企25 第4の三の9(2)①
	④ 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例 第231条第4号

	<p>⑤ 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に使用させながら使用方法の指導を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書とは、製造事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいいます。</p> <p>※ 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。</p>	<p>予防条例 第231条第5号 平11老企25 第4の三の9(2)②</p>
	<p>⑥ 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。</p> <p>※ 特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。</p>	<p>予防条例 第231条第6号 平11老企25 第4の三の9(2)③</p>
	<p>⑦ 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供について規定したものであるが、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。</p>	<p>予防条例 第231条第7号</p> <p>平11老企第25 第4の三の9(2)④</p>
<p>3 介護予防福祉用具貸与計画の作成</p>	<p>① 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、機種を選定した理由等を明らかにしてください。</p> <p>その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。</p> <p>※ 介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所で定めるもので差し支えありません。</p>	<p>予防条例 第232条第1項 平11老企25 第4の三の9(3)①</p>
	<p>② 指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして介護予防福祉用具貸与計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第232条第1項</p>

<p>③ 既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防福祉用具貸与計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防福祉用具貸与計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	<p>予防条例 第232条第2項 平11老企25 第4の三の9(3)②</p>
<p>④ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、内容について利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成しなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。</p>	<p>予防条例 第232条第3項 平11老企25 第4の三の9(3)③</p>
<p>⑤ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 遅滞なく利用者に交付してください。 ※ 介護予防福祉用具貸与計画は、5年間保存してください。</p>	<p>予防条例 第228条第2項 第232条第4項 平11老企25 第4の三の9(3)③</p>
<p>⑥ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じモニタリングを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>● モニタリング → 介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握</p> <p>※ サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、計画策定時からの利用者の身体の状態等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行ってください。 ※ 事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも一回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めてください。</p>	<p>予防条例 第232条第5項 平11老企25 第4の三の9(3)④</p>
<p>⑦ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、モニタリングの記録を介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第232条第6項 平11老企25 第4の三の9(3)④</p>
<p>⑧ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、行ってください。</p>	<p>予防条例 第232条第7項 平11老企25 第4の三の9(3)④</p>

	<p>⑨ 介護予防福祉用具貸与計画を変更する場合においても、①～⑤に沿って行っていますか。</p> <p>い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第232条第8項</p>
--	---	--------------------------

六 変更の届出等

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>オ 利用者の推定数</p> <p>カ 管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>キ 法第八条第十二項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(指定居宅サービス等基準第二百三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)</p> <p>ク 運営規程</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第75条第1項 第115条の5第1項 施行規則 第131条第1項第十一号、第3項 第140条の22第1項第十一号、第3項</p>
	<p>② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>※ 次の事項を届け出なければなりません。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止し、又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止しようとする場合は、休止の予定期間</p>	<p>法 第75条第2項 第115条の5第2項 施行規則 第131条第4項 第140条の22第4項</p>

七 その他

項目	確認事項	根拠法令
1 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。 この義務が確保されるよう、ア～ウに従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令遵守責任者の選任をすること b 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること <p>ウ 事業所・施設の数が100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令遵守責任者の選任をすること b 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること c 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第74条第6項 第115条の32第1項 施行規則 第140条の39</p>
	<p>② 業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> a さいたま市内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 さいたま市長 b 埼玉県内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 でア以外の事業者 埼玉県知事 c 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者 <ul style="list-style-type: none"> i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣 ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事 <p>イ 届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> a 事業者の名称 b 主たる事務所の所在地 c 代表者の氏名・生年月日・住所・職名 d 法令遵守責任者の氏名・生年月日 e 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要 (事業所・施設の数20以上の場合) f 業務執行の状況の監査の方法の概要 (事業所・施設の数100以上の場合) <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第2項 施行規則 第140条の40第1項</p>
	<p>③ 届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第3項 施行規則 第140条の40第2項</p>
	<p>④ 届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第4項 施行規則 第140条の40第3項</p>

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
2 介護サービス情報の公表	① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。 <div style="text-align: right;">い る ・ い な い</div>	法 第115条の35 施行規則 第140条の46
	② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。 <div style="text-align: right;">い る ・ い な い</div>	